

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第三十二号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 旅費の種目及び内容（第九条―第二十条）

第三章 雑則（第二十一条―第二十六条）

附則

第一条中「公務」を「公務」に改める。

第二条第一項第五号中「職員については」を「場合又は所属長が認める場合には」に、「又は居所」を「居所その他所属長が認める場所。第二十一条において同じ。」に改め、同項第六号中「に掲げる」を「及び第二十二条の三第一項に掲げる」に改め、同項第七号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものを行い、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものを行う。

第二条第一項に次の一号を加える。

十 職務の等級 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号） 第四条第一項第一号、徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号） 第四条第一項第三号及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号） 第四条第一項第二号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による職務の等級及び行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の等級をいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。次項において同じ。）及び「第十二条を除き、」を削り、「死亡した場合」の下に「その他規則で定める場合」を加え、同条第六項中「交通機関の事故又は」を削り、「知事が」を「規則で」に改める。

第四条第二項中「、公務」を「公務」に改め、同条第四項中「よつてこれを」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に、「よるいとまのないときは」を「当該事項の記載又は記録をしないとまがない場合には」に、「を記載し」を「の記載又は記録をし」に、「提示し」を「通知し」に改め、同条第六項を削る。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「を申請する」を「の申請をする」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「よる」の下に「旅行命令の変更の申請をせず、又は」を加え、「したが、」を「したが」に改める。

第六条を次のように改める。

（旅費の種目及び内容）

第六条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とし、これらの内容については、次章に定めるところによる。

2 内国旅行については、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

第七条中「旅費は」を「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び次章に定める種目及び内容に基づき、」に、「より、」を「より」に、「の旅費により」を「によつて」に、「因り」を「より」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改める。

第八条から第十二条までを削る。

第十二条の二第一項中「書類を」を「資料を」に、「添附書類」を「資料」に改め、同条第四項中「添附書類の種類、」を「資料の種類及び」に改め、「及び様式」を削り、「第二項及び前項」を「前二項」に改め、同条を第八条とする。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 旅費の種目及び内容

(鉄道賃)

第九条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（知事等が利用する場合に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、国内旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（知事等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により知事等以外の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第十条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（知事等が利用する場合に限る。）

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、国内旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（知事等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により知事等以外の職員が移

動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 国内旅行の場合であつて、知事等が移動するとき 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、知事等が移動するとき及び職務の等級が五級以上の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

三 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により副知事、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員、企業局長及び病院事業管理者が移動するとき並びに職務の等級が五級以上の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

四 外国旅行の場合であつて、職務の等級が四級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の運賃の額（その他の交通費）

第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第三号に定める移動に直接要する費用のうち、職員が所属長の承認を受けて当該職員の所有する自家用自動車等（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両のうち知事が定めるものをいう。次項において同じ。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、一キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、当該旅行につき自家用自動車等により旅行した全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二に掲げる額を参酌し、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める宿泊費基準額（次条第一項において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額が旅行中の宿泊に要する費用として現に支払った額を超える場合の宿泊費の額は、当該現に支払った額とする。

（包括宿泊費）

第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額が移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として現に支払った額を超える場合の包括宿泊費の額は、当該現に支払った額とする。

（宿泊手当）

第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に掲げる額を参酌し、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

（転居費）

第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、

現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 所属長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第十九条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして知事が定める費用の額とする。

(日額旅費)

第二十条 第六条第二項の規定により支給する日額旅費は、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張であつて任命権者がその性質上日額旅費を支給することを適当と認めて知事に協議して定めるものとし、知事が別に定める基準により支給する。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、同条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

第三章 雑則

(近距離地域内旅行の旅費)

第二十一条 在勤庁から二キロメートル以内の地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、その他の交通費、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。ただし、当該旅行が二以上の市町村の区域にわたる場合には、転居費、着後滞在費及び家族移転費を支給する。

(退職者等の旅費)

第二十二条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 所属長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。
(遺族の旅費)

第二十三条 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。
(旅費の調整)

第二十四条 所属長は、旅行者が公用の交通機関を利用して旅行した場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による正規の旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 所属長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第二十五条 所属長は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 所属長は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(実施規定)

第二十六条 この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。
第四章を削る。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（次項及び附則第四項に掲げるものを除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第四条第三項の規定により旅行命令の変更をする旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定（赴任に係る旅費に係るものに限る。）は、施行日以後に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費について適用し、同日前に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員の旅費に関する条例第三条第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

（公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正）

5 公聴会参加者等の実費弁償支給条例（昭和二十三年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「別表第一の」を「に定める」に改める。